

## 令和4年西日本泌尿器科学会臨時理事会 議事録

日時：令和4年2月3日(木)19:30~20:30  
(ZOOM開催)

### 【出席者】

理事長：江藤正俊

理事：井上啓史、井川 掌、榎田英樹、金山博臣、賀本敏行、神波大己、  
雑賀隆史、斎藤誠一、酒井英樹、杉元幹史、武中 篤、永井 敦、  
那須保友、野口 満、羽賀宣博、藤本直浩、松山豪泰、和田耕一郎

オブザーバー：日向信之

《50音順》

事務局：猪口淳一（編集幹事・事務局）  
溝上沙椰伽（事務局員）

《敬称略》

会に先立ち、司会の江藤正俊教授より本理事会が西日本泌尿器科学会定款に基づき成立することと、弁護士の堤健太郎先生にご出席いただいていることがあわせて伝えられた。

### 【審議事項】

#### 1. 会費決済方法について

事務局・猪口より現状説明と、会員専用ページと連携可能である決済代行会社の利用を検討していること、その中でクレジット決済、コンビニ決済、銀行振込などの選択肢があることが説明された。

それぞれのプライマリーバランスを検討した結果、「クレジット決済(12,000円コース)+銀行振込」のコースの導入を選択することに決定した。

また、決済方法を変更するにあたり会員のメールアドレス収集が課題として挙げられた。

現状は、昨年の西日本総会の参加者へ、賀本教授ご協力のもとオプトイン方式で呼びかけを行っていただき、6割程度収集が完了していることが報告された。

今後は下記の通りのスケジュールで呼びかけを行っていく予定となった。

### 【導入までのスケジュール】

2022年1月20日：発行の冊子と同封で全会員へお知らせを冊子と一緒に郵送(完了)

2月下旬頃：郵送にて反応がない会員をピックアップして医局へ連絡。

医局からメールで対象者へご連絡いただく。

3月頃：教授宛てにリマインド、呼びかけていただく。

メールアドレスの状況に関わらず、2022年6月の段階で、決済方法を切り替えることに決定した。

## 【報告事項】

### 1. 改訂予定の定款および各種細則について

#### (1) 理事就任・退任の件（定款に附則を追記）

再来年の選挙制度により選任されるまでの過渡的なものなので、附則で以下の条項を加える。

「2023（令和5）年に実施される定時社員総会までは、理事において、所属大学の主任教授の地位を失った場合には、理事を退任するものとする。」

「2023（令和5）年に実施される定時社員総会終了後は、本附則は削除されるものとする。」

#### (2) 評議員が任期途中で西日本地区外に出向又は就職された場合の対応

西日本地区外に出た場合は、特別会員となるが、評議員の地位は任期満了まで継続されることとなった。

#### (3) 評議員が任期途中で西日本地区内の異動をした場合の対応

(2)に関連して、西日本地区内の異動の場合における評議員の地位がどうなるのかという問題提起があり、審議の結果、評議員は通常県単位で選出されているが、西日本泌尿器科学会の評議員であるということを重要視し、西日本地区内の異動があっても評議員の地位は継続されることとなった。

その場合、異動後に役員候補者選挙があった場合は、任期中は選出された県における所属を維持するものとし、選出された県の属する選挙区における選挙権・被選挙権をもつこととなった。

なお、(2)は、前回の理事会では西日本地区外に出た場合は評議員の地位も失う方向で検討することとなったが、任期中は選出された県における所属を維持することとする旨の統一的理解の下、評議員の地位は任期満了まで継続することとした。

#### (4) 理事と評議員を兼務している場合を想定した場合の対応

第14条に第6項、第7項として、次の条項を加える。

「6 評議員が任期の途中で正会員の地位を喪失した場合は、評議員たる地位も喪失するものとする。但し、西日本地区外へ転出した場合はその限りではない。

7 評議員が前項によりその地位を喪失した場合は、理事たる地位も喪失するものとする。」

#### (5) 役員候補者選出細則の変更（理事退任後の時点繰り上げおよび補欠選挙について）

選挙開始後、理事不在になった地区の対応について、以前の細則では次点以降の投票数の多い順に欠員数を繰り上げ当選としていた。

今後は前の選挙がどうであったかではなく、欠員が出た時点での民意を反映させることを重視し、繰り上げ当選を廃止し、補欠選挙のみ行うこととした。

これに伴い、役員候補者選出細則第20条は下記のように変更する。

##### 第20条（選挙理事退任の措置）

1 選挙理事候補者として選出され、理事に就任した者が任期中に退任した場合には、当該選挙における、次点以降の投票数の多い順に欠員数を繰り上げ当選とする。→削除する。

~~2 前項をもって、選挙理事候補者の定数に足りる繰り上げ当選者を得ることができない場合には、その不足の員数について更に本細則に準じて補欠選挙を行う。→1に繰り上げ~~

3 前三項により選出された補欠の選挙理事候補者における理事の任期は、任期の満了前に退任した役員の任期満了する時までとする。→2に繰り上げ

(6) 選挙制度前の理事の就任・退任について

現在理事不在の大分県、広島県と今年度退職4名の後任については、選挙制度前の理事であるため、役員候補者選出細則の適用はないこと、よって補欠選挙は行われなかったことが報告された。

その上で、理事が不在になった地区では、退任前の理事が後任を指名することとなった（自推は不可）。

2. その他：連絡事項

西日本総会の参加登録について、税申告のために今回よりある程度厳格に西日本会員の有無の判別は必要とされたこと、これは、会員/非会員によって参加費に対する課税非課税が変わってくるためであるということが報告された。

その点に関連し、当会として参加登録は「事前参加登録方式」を推奨し、会員登録の際に会員番号を入力していただくことを想定していたが、議場より煩雑で参加者への負担になることなどの意見があったことを受け、会員区分においては「チェックボックス式」にて会員に入力させることを必須とするということで決定した。

議長は以上をもって議事終了を告げ、令和4年2月3日21時05分に閉会を宣言した。

上記議決を明確にするため、出席した理事及び監事が署名捺印する。

令和4年2月18日